

光市まちづくり市民協議会について

1 設置目的

「市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり」の理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、本協議会を設置する。

2 役割

(1) 所掌事項

まちづくり全般について意見を述べ、助言すること。
光市総合計画の策定及び新市建設計画の進捗に関すること。
その他市長が必要と認める議題について協議すること。

(2) 当面の業務

光市総合計画前期基本計画の進捗について
人口定住対策の促進について

3 構成メンバー等

(1) 委員数

35名（要綱上では50人以内）

(2) 委員等

各界の有識者8名（関係機関・市設置協議会委員等）
市民活動の実践者22名（公民館・地域活動団体・市民活動団体等）
公募委員5名

(3) 任期

平成20年1月22日～平成22年3月31日
（3年を超えない範囲で市長が定める期間。再任を妨げない。）

4 会議

- (1) 市長の求めにより、会長が召集する。
- (2) 会長、副会長を互選し、会長が議長となる。
- (3) 協議会の庶務は、政策企画部企画情報課が行う。